

職員ユニフォームリース契約仕様書

1. 委託名 職員ユニフォームリース契約
2. 期間 令和1年10月1日～令和6年9月30日（5年間）
3. 内容 秋田県立医療療育センターに勤務する医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、臨床心理士、管理栄養士、保育士のジャージ(下)
4. リース品名、品番、色、1人当りの貸与枚数、予定契約人数は別紙参照
5. 契約内容
 - (1) 品質は良心的かつ衛生的なユニフォームを提供するものとする。
 - (2) 貸与されるユニフォームは週2回の回収と週2回の届けとする。
 - (3) ユニフォームの使用場所は甲の施設内とする。

作業等仕様書

(ユニフォームの品目)

- ・ユニフォーム(上衣・パンツ・インナー)、白衣、入浴介助着、ジャージ(下)

(作業内容)

洗濯作業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 洗濯は、洗剤を使用しての水洗いとする。
- (2) 必要と認められるものは、水温を調整して洗うものとする。
- (3) 感染が疑われる衣類の消毒は80°以上10分間行うものとする。

(洗濯物の集配・受払い)

- (1) 洗濯物の集配は週2回の回収と週2回に配達とする。
- (2) 洗濯物の受け払いは、委託者が指定した場所で行うこととする。
- (3) 全て洗濯物の受け払いは受託業者の複写式「洗濯伝票」を使用し、数量及び内容物等について委託者、受託業者の両者が確認の上、行うことと。

(その他)

- (1) 委託者は、洗濯物に異物が混入していないよう十分注意すること。
- (2) 汚破損が生じているユニフォーム類について、補修がきく場合は整備し、汚破損により使用できないものについては、センター担当者に報告し対処を依頼すること。
- (3) 新品のユニフォームが納入されるまでは、現在使用している物を使用する
- (4) この仕様書に記載のない事項については、委託者と受託業者の両者で協議の上、実施すること。